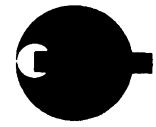


発行定日 毎週火曜日及び金曜日



奈良県公報



平城遷都
1300年
記念事業

目次

ページ

○受胎調節実地指導員の指定(健康増進課)	一	○右同	二
○農地法第三条第二項第五号に規定する別段の面積の公示(農業経営課)	一	○一般競争入札の実施(管財課)	三
○農用地の土壌の汚染防止等に関する法律第十二条の規定による調査測定の結果(農業水産振興課)	一	○特定調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課)	三
○土地改良事業の工事完了届(耕地課)	二	○右同(農政課)	五
○都市計画事業の事業計画の変更認可(下水道課)	二	○(県営水道公告)	六
○開発行為に関する工事の完了(建築課)	二	○特定調達契約に係る一般競争入札の実施	六
		○(公安委員会告示)	八
		○整備員指導教育責任者講習の実施(警察本部告示)	八
		○平成十九年度奈良県警察官A(第一回)・B採用試験の実施	九

告示

奈良県告示第百十七号

母体保護法(昭和二十三年法律第百五十六号)第十五条第一項の規定により、次の者を受胎調節実地指導員に指定した。

平成十九年六月二十六日

奈良県知事 荒井正吾

指定証番号	住所	氏名
五二八	奈良市鶴舞西町二二八ノ一〇五	中村 真裕子

奈良県告示第百十八号

農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第三条第二項第五号に規定する別段の面積を次のように定めたので公示し、平成十九年七月一日から施行する。

平成十九年六月二十六日

奈良県知事 荒井正吾

別段の面積	別段の面積を適用する区域
一〇アール	上牧町全域

奈良県告示第百十九号

農用地の土壌の汚染防止等に関する法律(昭和四十五年法律第百三十九号)第十二条の規定により、農用地の土壌及び農作物の特定有害物質による汚染の状況を調査測定した結果は、次のとおりである。

平成十九年六月二十六日

奈良県知事 荒井正吾

平成十八年度土壌汚染防止対策概況調査

特定有害物質の種類	土壌		農作物	
	濃度(D.P.m)	地点数	濃度(D.P.m)	地点数
カドミウム	水田 〇・一九〇 〇・五二	六	玄米 〇・〇一〇 〇・二五	五
ウム	水田 〇・二四	一	ほうれんそう 〇・〇二	一
銅	水田 一・三〇〇 六・八七	六	玄米 〇・一五〇 二・三六	五
樹園地	〇・二二〇 〇・一九	二	茶 〇・〇〇〇 〇・〇〇	二
普通畑	〇・五六	一	ほうれんそう 〇・五二	一
普通畑	〇・七二〇 二・二九五	六	玄米 〇・〇二〇 〇・一五	五
樹園地	五・五九〇 二・二六六	二	茶 〇・〇〇〇 一・八七	二
普通畑	〇・七五	一	ほうれんそう 〇・三二	一

樹園地	〇・二六〇	二	茶	〇・〇〇〇	二
	〇・九六	なし		〇・〇〇〇	

備考 調査測定は、県下の農用地のうち水田六地点、普通畑一地点及び樹園地二地点を対象とした。

奈良県告示第百二十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の二第一項の規定により、次のとおり五條市宮土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成十九年六月二十六日

奈良県知事 荒井正吾

届出者	事業名	事業同意年月日	地区名	事業年度	完了年月日
五條市長 吉野 晴夫	水と農地活用 促進事業(用排水路)	平成十八年十月四日	二見地 区	平成十八年度	平成十九年三月三十日

奈良県告示第百二十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十二條第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成十九年六月二十六日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 施行者の名称
大和高田市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
大和都市計画下水道事業大和高田市流域関連公共下水道
- 三 事業施行期間
昭和五十四年三月二十三日から平成二十四年三月三十一日まで

四 事業地

- (一) 収用の部分
なし
- (二) 使用の部分

昭和五十四年三月奈良県告示第七百九十六号、昭和五十九年三月奈良県告示第八百八十八号、昭和六十二年八月奈良県告示第二百八十八号、平成二年四月奈良県告示第二百二十二号、平成三年一月奈良県告示第五百号、平成六年六月奈良県告示第五百一十七号、平成十年四月奈良県告示第三十七号及び平成十六年十二月奈良県告示第四百五十一号の事業地のうち大和高田市大字土庫字丑寅及び字神田並びに大字神樂字東追坪、字舟度及び字遠分並びに大字池尻字東ユツ田、字西ユツ田、字平光、字行人田、字北口、字柳坪、字西浦及び字川田並びに大字藤森字野田前、字クワバラ、字南浦、字クロボウ及び字大坪並びに大字池田字蜘蛛、字二階下及び字中垣内並びに大字岡崎字堂ノ前並びに大字萱大根字半田、字蛇穴、字柚ノ木、字塩桶、字小紋、字中道及び字北口を削る。

公 告

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六條第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木部建築課において閲覧できます。

平成十九年六月二十六日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 許可番号
平成十八年七月二十一日第七八一四九号
平成十九年六月七日第七八一四九一二号
- 二 検査済証番号
開発行為に関する工事の検査済証 平成十九年六月十八日第六七〇七号
- 三 開発区域に含まれる地域
葛城市南花内八五番地ノ三、八五番地ノ五及び八九番地
- 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

葛城市南花内三五番地
山本サチ子

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六條第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県桜井土木事務所において閲覧できます。

平成十九年六月二十六日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 許可番号
平成十九年三月十二日桜土第三九一三三号
平成十九年四月十六日桜土第三九一三三二一号
- 二 検査済証番号
開発行為に関する工事の検査済証 平成十九年六月十一日桜土第五九一四号
公共施設に関する工事の検査済証 平成十九年六月十一日桜土第六〇一四号
- 三 開発区域に含まれる地域
桜井市安倍木材団地一丁目〇番地ノ九の一部
- 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
桜井市大字三輪七二番地ノ三
株式会社日生ハウジング 代表取締役 荒木正義
- 五 公共施設の種類、位置及び区域
道路 桜井市安倍木材団地一丁目〇番地ノ九の一部
下水道 桜井市安倍木材団地一丁目〇番地ノ九の一部
- 一 許可番号
平成十九年三月二十六日桜土第三九一四一四号
- 二 検査済証番号
開発行為に関する工事の検査済証 平成十九年六月十三日桜土第五九一五号
公共施設に関する工事の検査済証 平成十九年六月十三日桜土第六〇一五号
- 三 開発区域に含まれる地域
桜井市大字芝一六〇番地ノ一・二六二番地合併及び一六〇番地ノ二の各一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

天理市三味田町一七番地ノ五

有限会社あつやホーム 代表取締役 丸山 好一

五 公共施設の種別、位置及び区域

道路 桜井市大字芝二六〇番地ノ一・二六二番地合併の一部

下水道 桜井市大字芝二六〇番地ノ一・二六二番地合併の一部

県有財産の売却について、次のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「施行令」といいます。)第百六十七条の六の規定により公告します。

平成十九年六月二十六日

奈良県知事 荒井正吾

一 入札に付する物件

奈良市紀寺町八〇四番七

宅地 一七八・七三㎡
建物(二棟) 七九・二一㎡

二 入札に参加する者に必要な資格

施行令第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

三 一般競争入札申込書及び一般競争入札実施要領の配布期間及び配布場所

1 配布期間

平成十九年六月二十六日(火)から同年七月二十七日(金)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。)

2 配布場所

奈良県総務部管財課(奈良市登大路町三〇番地 奈良県庁主棟一階)

奈良県高田県税事務所総務課(大和高田市大中九八番地の四 高田総合庁舎内)

奈良県桜井県税事務所総務課(桜井市粟殿一〇〇〇番地 桜井総合庁舎内)

奈良県総務部管財課 電話〇七四二二二七・八四〇・六

五 入札参加申込みの方法

一 一般競争入札申込書に必要事項を記載し、二の資格のある者であることを誓約す

る書面を添えて、郵送又は持参の方法により申し込むこと。

(一) 一般競争入札申込書及び誓約書(以下「申込書等」という。)を郵送する場合

(1) 送付先

〒六三〇一八五〇一 奈良市登大路町三〇番地 奈良県総務部管財課

(2) 受付期間

平成十九年六月二十六日(火)から同年七月二十七日(金)までに到着したものに限り、受け付けます。

(二) 申込書等を持参する場合

(1) 受付場所

奈良県総務部管財課

(2) 受付期間

平成十九年六月二十六日(火)から同年七月二十七日(金)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)

2 受付期間に申込書等提出しない者は、この入札に参加することができません。

六 現地説明を行う日時及び場所

平成十九年七月二十日(金) 午後一時

奈良市紀寺町八〇四番七

七 入札の日時、場所等

1 日時及び場所

平成十九年七月三十一日(火) 午前十時

奈良市登大路町三〇番地

第六二会議室(奈良県庁主棟六階)

2 郵便による入札は、行いません。

八 開札の日時及び場所

開札は、入札を行った場所において、入札の終了後直ちに行います。

九 入札保証金

入札者は、入札金額の百分の五に相当する額以上の入札保証金を入札の際納付しなければなりません。

なお、落札者が契約を締結しない場合は、当該入札保証金は原に帰属します。

十 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

1 この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札

2 虚偽の申請を行った者とした入札

3 一般競争入札実施要領に違反した入札

十一 落札者の決定方法

入札金額が予定価格以上で、かつ、最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

十二 契約書の作成の要否等

1 契約書の作成の要否

要しません。

2 契約保証金

契約の相手方は、売買代金の百分の十に相当する額の契約保証金を契約締結時に納付しなければなりません。

3 売買代金の支払方法

契約の相手方は、契約締結後、県が発行する納入通知書により納期限までに売買代金を納付しなければなりません。

十三 その他

詳細は、一般競争入札実施要領によります。

物品等の調達について、次のとおり一般競争入札を行いますので、公告します。

なお、この公告による調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものです。

平成19年6月26日

奈良県知事 荒井正吾

第一 競争入札に付する調達の内容

1 入札物件

奈良県庁舎で使用する電気

予定使用電力量 6、424、000キロワット時

2 入札物件の数量及び特質

入札説明書によります。

<p>3 調選期間 平成19年10月1日から平成20年9月30日まで</p> <p>4 調選場所 奈良市登大路町30番地及び80番地</p> <p>5 入札方法 奈良県庁舎 奈良市登大路町30番地及び80番地</p> <p>入札は、総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とします。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の10.5分の10.0に相当する金額を入札書に記載してください。</p> <p>第2 競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる1から7)までに該当する者が、この入札に参加することができます。</p> <p>(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 奈良県物品購入等の契約に係る指名停止等措置要領による指名停止又は指名保留の措置期間中でない者であること。</p> <p>(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」といいます。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号、以下「旧法」といいます。）第30条に規定する更生手続開始の申立てを含みます。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含みます。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなします。</p> <p>(4) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条の規定による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。</p> <p>(5) 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条に規定する再生手続開始の申立</p>	<p>てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた場合は、再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなします。</p> <p>(6) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者のうち、営業種目J2ガス類その他（電力の供給）で登録をしている者又は営業種目J2電気で登録（登録年月日が平成19年1月1日以降のもの）をしている者であること。</p> <p>なお、新たに入札参加資格を得ようとする者は、次に示す場所に資格審査の申請を行ってください。</p> <p>〒630-8501 奈良市登大路町30番地 奈良県会計局総務課調選契約係（奈良県庁主棟1階） 電話番号 0742-27-8908（ダイヤルイン）</p> <p>(7) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項の規定により一般電気事業の許可を受けている者又は同法第16条の2第1項の規定による届出をした者であること。</p> <p>第3 契約条項を示す場所及び契約を担当する部署等の名称、所在地等 〒630-8501 奈良市登大路町30番地 奈良県総務部管理課（奈良県庁主棟1階） 電話番号 0742-27-8415（ダイヤルイン）</p> <p>第4 入札手続等 1 入札説明書の交付期間及び交付場所等 (1) 交付期間 平成19年6月26日（火）から同年7月4日（水）まで（日曜日及び土曜日を除きます。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除きます。） (2) 場所 第3)に同じ。 (3) 費用 無償 2 競争入札参加資格の確認</p>	<p>この物件の入札に参加しようとする者は、第2の6)に係る資格審査と別に、次に示す競争入札参加資格確認申請書を写真で提出し、競争入札の参加資格があることの確認を受けなければなりません。</p> <p>なお、期限までに競争入札参加資格確認申請書を提出しない者又は競争入札の参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができません。</p> <p>(1) 提出期間 平成19年7月2日（月）及び同月4日（水）までの午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除きます。） (2) 提出場所 第3)に同じ。 (3) 提出部数 各1部 (4) 提出方法 持参に限ります。 (5) 競争入札参加資格確認申請書 記載事項は、入札説明書によります。</p> <p>3 入札説明会の開催及び仕様書の閲覧 2の手続により競争入札の参加資格の確認を受けた者に対し、入札説明会を開催します。</p> <p>なお、その際仕様書等を閲覧していただきます。</p> <p>(1) 日時 平成19年7月23日（月） 午後1時30分 (2) 場所 奈良市登大路町30番地 奈良県本庁舎 第51会議室（主棟5階）</p> <p>4 入札の日時及び場所 (1) 日時 平成19年8月10日（金） 午後1時30分 (2) 場所 3)の2)に同じ。</p> <p>5 郵便による入札 入札書は、郵便で差し出すことができます。この場合は、書留郵便とし、表面に「奈良県庁舎で使用する電気の調選に係る入札書在中」と朱書するとともに、中封筒に入札書のみを入れ、直接提出する場合と同様に封筒等の処理をし、奈良県総務部管理課長あての親展として、入札日の前日までに第3)に定める場所へ到着するようにしてください。</p> <p>第5 その他 1 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨とします。</p>
--	--	---

<p>2 入札保証金 免除します。</p> <p>3 契約保証金 奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第19条に定めるところによります。</p> <p>4 入札者に要求される事項 (1) 入札者は、所定の入札書を作成し、封をした上、所定の場所及び日時に入札してください。 (2) 代理人をもって入札する場合は、委任状を入札前に提出してください。 (3) 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。</p> <p>5 入札の無効 この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、奈良県契約規則第7条に該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。</p> <p>6 契約書作成の要否 要しません。</p> <p>7 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。</p> <p>8 調達手続の停止等 この調達に関する苦情の処理手続において、契約の締結若しくは執行を停止し、又は解除する場合があります。</p> <p>9 手続における交渉の有無 無</p> <p>10 その他 詳細は、入札説明書によります。</p> <p>第6 Summary 1 Nature and Features of Bid : 6.421,000kWh of Electricity for the Nara Prefectural Government Buildings</p> <p>2 Term of Contract : From October 1, 2007 to September 30, 2008</p>	<p>3 Deadline for Tenders by Person : 1:30 pm on August 10, 2007</p> <p>4 Deadline for Tenders by mail : August 9, 2007</p> <p>5 For Further information, please contact : Property Custody Division, General Affairs Department, Nara Prefectural Government 30 Nohoriicho, Nara City, Nara Pref. 630-8501 Japan Tel 0742-27-8415</p> <p>物品等の調達について、次のとおり一般競争入札を行いますので、公告します。 なお、この公告による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものです。 平成19年6月26日 奈良県知事 荒井正吾</p> <p>第1 競争入札にける調達の内容</p> <p>1 入札物件 奈良県中央病院市場で使用する電気 予定使用電力量 8,686,000キロワット時</p> <p>2 入札物件の数量及び特質</p> <p>入札説明書によります。</p> <p>3 調達期間 平成19年10月1日から平成20年9月30日まで</p> <p>4 調達場所 大和郡山形筒井町957番地の1 奈良県中央病院市場</p> <p>5 入札方法 入札は、総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。</p>	<p>第2 競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる条件をすべて満たす者が、この入札に参加することができます。</p> <p>(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の1の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 奈良県物品購入等の契約に係る指名停止等措置要領による指名停止又は指名保留の措置期間中でない者であること。</p> <p>(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」といいます。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」といいます。）第30条に規定する更生手続開始の申立てを含みます。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含みます。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。</p> <p>(4) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条の規定による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。</p> <p>(5) 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条に規定する再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づき再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた場合は、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。</p> <p>(6) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者のうち、営業種目Jガス類その他（電力の供給）で登録をしている者又は営業種目J2電気登録（登録年月日が平成19年11月1日以降のもの）をしている者であること。</p> <p>なお、新たに入札参加資格を得ようとする者は、次に示す場所に資格審査の申請を行ってください。 〒630-8501 奈良市登大路町30番地</p>
--	---	---

<p>奈良県会計局総務課調達契約係（奈良県庁主棟1階） 電話番号 0742-27-8908（ダイヤルイン） (7) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項の規定により一般電気事業の許可を受けている者又は同法第16条の2第1項の規定による届出をした者であること。</p> <p>第3 契約条項を示す場所及び契約を担当する部署等の名称、所在地等 〒639-1123 大和郡山筒井町957番地の1 奈良県中央卸売市場農政課市場係（管理棟2階） 電話番号 0743-56-7000（ダイヤルイン）</p> <p>第4 入札手続等</p> <p>1 入札説明書の交付期間及び交付場所等 (1) 交付期間 平成19年6月26日（日）から同年7月4日（水）まで（日曜日及び土曜日を除きます。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までは除きます。）とします。 (2) 場所 第3に同じ。 (3) 費用 無償</p> <p>2 競争入札参加資格の確認 この物件の入札に参加しようとする者は、第2の6に係る資格審査と別に、次に示す競争入札参加資格確認申請書を知事に提出し、競争入札の参加資格があることの確認を受けなければなりません。</p> <p>なお、期限までに競争入札参加資格確認申請書を提出しない者又は競争入札の参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができません。</p> <p>(1) 提出期間 平成19年7月2日（月）から同月4日（水）までの午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除きます。） (2) 提出場所 第3に同じ。 (3) 提出部数 各1部 (4) 提出方法 持参に限りです。 (5) 競争入札参加資格確認申請書 記載事項は、入札説明書によりです。</p> <p>3 入札説明会の開催及び出様書の閲覧</p>	<p>2の手続により競争入札の参加資格の確認を受けた者に対し、入札説明会を開催します。 なお、その際出様書等を閲覧していただけます。</p> <p>(1) 日時 平成19年7月23日（月） 午後2時 (2) 場所 奈良市登大路町30番地 奈良県本庁舎第51会議室（主棟5階）</p> <p>4 入開札の日時及び場所 (1) 日時 平成19年8月10日（金） 午後2時 (2) 場所 奈良市登大路町30番地 奈良県本庁舎第51会議室（主棟5階）</p> <p>5 郵便による入札 入札書は、郵便で差し出すことができます。この場合は、書留郵便とし、表面に「奈良県中央卸売市場で使用する電気の調達に係る入札書在中」と朱書するとともに、中封筒に入札書のみを入れ、直接提出する場合と同様に封印等の処理をし、奈良県農林部農政課長あての親展として、入開札日の前日までに第3に定める場所へ到着するようにしてください。</p> <p>第5 その他</p> <p>1 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨とします。</p> <p>2 入札保証金 免除します。</p> <p>3 契約保証金 奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第19条に定めるところによります。</p> <p>4 入札者に要求される事項 (1) 入札者は、所定の入札書を作成し、入札書については封をした上、所定の場所及び日時に入札してください。 (2) 代理人をもって入札する場合は、委任状を入札前に提出してください。 (3) 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。</p>	<p>5 入札の無効 この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、奈良県契約規則第7条に該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。</p> <p>6 契約書作成の要否 要しません。</p> <p>7 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。</p> <p>8 調達手続の停止等 この調達に関する苦情の処理手続において、契約の締結若しくは執行を停止し又は解除する場合があります。</p> <p>9 手続における交渉の有無 無</p> <p>10 その他 詳細は、入札説明書によりです。</p> <p>第6 Summary</p> <p>1 Nature and Features of Bid : 8,686,000kWh of Electricity for the Nara Prefectural Central Wholesale Market 2 Term of Contract : From October 1, 2007 to September 30, 2008 3 Deadline for Tenders by Person : 2:00 pm on August 10, 2007 4 Deadline for Tenders by mail : August 9, 2007 5 For Further information, please contact : Market section, Agricultural Administration Division, Agriculture and Forestry Department, Nara Prefectural Central Wholesale Market 957-1 Tsutsumicho, Yamatokoriyama City, Nara Pref. 639-1123 Japan Tel. 0743-56-7000</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>県営水道公告</p> </div> <p>奈良県御所町本場で使用する電気の調達について、次のとおり一般競争入札を行います。</p>
---	---	---

<p>すので、公告します。</p> <p>なお、この公告による調達とは、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものです。</p> <p>平成19年6月26日</p> <p>奈良県知事 荒井正吾</p> <p>第1 競争入札に付する調達の内容</p> <p>1 入札物件 奈良県御所浄水場で使用する電気</p> <p>2 入札物件の数量及び特質 予定使用電力量 9,359,000キロワット時</p> <p>3 納入期間 平成19年10月1日から平成20年9月30日まで</p> <p>4 納入場所 御所市戸毛367-2</p> <p>5 入札方法 奈良県御所浄水場</p> <p>入札は、総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の10.5分の10.0に相当する金額を入札書に記載してください。</p> <p>第2 競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる条件をすべて満たすものが、この入札に参加することができます。</p> <p>1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。</p> <p>2 入札執行日において、奈良県の指名停止措置を受けていないこと。</p> <p>3 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることと</p>	<p>される更生事件（以下「旧更生事件」といいます。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号、以下「旧法」といいます。）第30条に規定する更生手続開始の申立てを含みます。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含みます。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。</p> <p>4 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。</p> <p>5 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条に規定する再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた場合は、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。</p> <p>6 奈良県物品購入等に係る競争入札参加資格者で、営業種目J2ガス類その他（電力の供給）で登録をしているものであること。</p> <p>なお、新この入札参加資格を得ようとする者は、次に示す場所に資格審査の申請を行ってください。</p> <p>〒630-8501 奈良市登大路町30番地 奈良県会計局総務課調達契約係（県庁主棟1階） 電話（代表）0742-22-1101 内線4718</p> <p>7 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項の規定により一般電気事業の許可を受けている者又は同法第16条の2第1項の規定による届出をした者であること。</p> <p>第3 契約条項を示す場所及び契約を担当する部課等の名称、所在地等 〒630-8131 奈良市大森町57-12 奈良県水道局総務課（奈良県奈良総合庁舎3階） 奈良市大森町57-12 奈良県水道局総務課（奈良県奈良総合庁舎3階） 奈良市大森町57-12 奈良県水道局総務課（奈良県奈良総合庁舎3階） 奈良市大森町57-12 奈良県水道局総務課（奈良県奈良総合庁舎3階）</p> <p>第4 入札手続等</p> <p>1 入札説明書及び仕様書の交付期間及び交付場所等</p>	<p>(1) 交付期間 平成19年6月26日（火）から同年7月23日（月）まで（土曜日及び日曜日を除きます。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除きます。）。</p> <p>(2) 場所 第3に同じ。なお、水道局ホームページからもダウンロードできます。</p> <p>(3) 費用 無償</p> <p>2 入札説明会の開催 実施しません。</p> <p>3 入札の日時及び場所 (1) 日時 平成19年8月10日（金）午後2時30分</p> <p>(2) 場所 奈良市登大路町30番地 奈良県庁第51会議室</p> <p>(3) なお、入札説明書に示す必要書類を同時に提出してください。</p> <p>4 郵便による入札 入札書は、郵便で差し出すことができます。この場合は、書留郵便とさせていただきます。また、入札書は、二重封筒とし、表封筒に「平成19年8月10日開札奈良県御所浄水場で使用する電気の調達に係る入札書在中」と朱書するとともに、中封筒に入れられた入札書に入札説明書で示す必要書類を添えて、直接提出する場合と同様に封印等の処理をし、奈良県水道局総務課長あての規程として平成19年8月9日（木）午後5時までに第3に定める場所へ到着するようにしてください。</p> <p>第5 その他</p> <p>1 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨とします。</p> <p>2 入札保証金及び契約保証金 免除します。</p> <p>3 入札者に要求される事項 (1) 入札者は、所定の入札書及び委任状を作成し、封をした上、所定の場所及び日時これに提出してください。</p> <p>(2) 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。</p> <p>4 入札の無効 第2に定める競争入札に参加する資格のない者のした入札、競争入札参加確認資</p>
---	---	---

料等に虚偽の記載をした者の入札及び入札説明書交付時に配布する国際競争入札心得に示した入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。

5 契約書作成の要否
要します。

6 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

7 調達手続の停止等
この調達に関する苦情の処理手続において、契約の締結若しくは執行を停止し又は解除する場合があります。

8 手続における交渉の有無
無

9 その他
詳細は、入札説明書によります。

第6 Summary

1 Subject of Procurement : Electricity about 9,359,000kWh to use at Nara Prefecture Gose Water Treatment Plant

2 Time Limit of Tender (by hand) : 2:30 p.m. on August 10, 2007
3 Time Limit of Tender (by mail) : 5:00 p.m. on August 9, 2007

4 For further information, please contact : Contract & Property Section, General Affairs Division, Waterworks Bureau, Nara Prefectural

Government 3rd floor, Nara General Office Building of Nara Prefectural Government 57-12 Omori-cho, Nara City, 630-8131 Nara Pref. Japan

Phone: 0742-25-0771 ext. 309

公安委員会告示

奈良県公安委員会告示第69号

警備業法 (昭和47年法律第117号。以下「法」という。) 第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習のうち、警備員指導教育責任者及び機械警備業務

管理者に係る講習等に関する規則の一部を改正する規則 (平成17年国家公安委員会規則第18号 附則第2条第1項の規定による警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則 (昭和58年国家公安委員会規則第2号 第2条の規定により公示する。
平成19年6月26日
奈良県公安委員会
委員長 永田正利

1 講習に係る警備業務の区分 実施期日等

講習に係る警備業務の区分	実施期日	実施時間	定員
法第2条第1項第1号の警備業務 (以下「1号警備業務」という。)	平成19年8月7日 (火) から同月10日 (金) まで	午前9時から午後5時まで	40名
法第2条第1項第2号の警備業務 (以下「2号警備業務」という。)	平成19年8月22日 (水) から同月24日 (金) までの3日間	午前9時から午後5時まで	40名

各講習とも初日は、午前9時30分から午前9時50分まで受けを行い、午前10時から実施するものとする。

2 実施場所

奈良県大和郡田市幸町2番33号

財団法人 奈良県広域地域産業振興センター

3 受講対象者

警備業法の一部を改正する法律 (平成16年法律第50号) による改正前の法第11条の3第2項の規定により交付された警備員指導教育責任者資格者証 (以下「旧資格者証」という。) を有する者

4 受講申込手続

(1) 受講1事前申出

講習を受けようとする者は、平成19年7月2日 (月) から同月6日 (金) までの午前9時から午後5時までの間に、奈良県警察本部生活安全部生活安全企画課 (以下「警察本部生活安全企画課」という。) に対し、電話 (受付電話番号742-23-0110内線3043) による事前申出を行い、講習受理番号を取得すること。

なお、この申出は、受講者本人による先着順とし、定員になり次第受付を終了する。

(2) 受講の申込み

ア 申込期日等

講習に係る警備業務の区分	申込期日	申込時間
1号警備業務	平成19年7月17日 (火) から同月23日 (月) まで (日曜日及び土曜日を除く。)	午前9時から午後5時まで
2号警備業務	平成19年7月30日 (月) から同月8月3日 (金) まで	午前9時から午後5時まで

イ 申込場所

奈良県内の各警察署生活安全課 (係)。ただし、奈良県外に居住する者については、警察本部生活安全企画課においても申込みを行うことができる。

ウ 提出書類

次の書類を受講者本人又はその代理人がその場所に直接持参して受講を申し込むこと。この場合において、(1)により取得した講習受理番号を受付担当者に申し出ること。

(ア) 警備員指導教育責任者講習受講申込書 (申込書提出前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真1枚を貼り付けたもの。) 1通

(イ) 旧資格者証の写し 1通
(ウ) 代理人が受講申込みを行う場合にあつては、受講者本人の委任状 1通

5 講習手数料

次に掲げる講習に係る警備業務の区分に応じて、それぞれ次に定める金額を受講申込みのときに奈良県収入証紙で納付すること。

- (1) 1号警備業務 23,000円
- (2) 2号警備業務 14,000円

6 講習業務の委託

本講習は、社団法人奈良県警備業協会(奈良市法華寺町124番地の1)に委託して実施する。

7 その他

- (1) 携行品

筆記具及び昼食

- (2) 問い合わせ先

ア 奈良県内の各警察署生活安全課 (係)

イ 警察本部生活安全企画課

訓練本部告示

奈良県警察本部告示第55号

平成19年度奈良県警察官A(第2回)・B採用試験を次のとおり実施する。

平成19年6月26日

奈良県警察本部長 坪田 眞明

1 試験職種、採用予定人員等

試験職種	採用予定人員	採用期日	職務内容
試験職種	採用予定人員	採用期日	職務内容
警察官A(男性)	30人程度	平成20年4月1日	奈良県警察官(巡査)として奈良県警察本部、奈良県内の

警察官A(女性)	3人程度	各警察署等に勤務し、個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持のための職務に従事する。
警察官B(男性)	30人程度	
警察官B(女性)	7人程度	

採用予定人員は、変更になることがある。

2 受験資格

- (1) 警察官A

昭和53年4月2日以降に生まれた者で、次のいずれかに該当するもの

ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。)を卒業した者又は平成20年3月末日までに卒業見込みの者

イ 奈良県人事委員会がアに該当する者と同等の資格があると認める者

- (2) 警察官B

昭和53年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた者で、(1)に該当しないもの

- (3) 次のいずれかに該当する者は受験できない。

ア 日本国籍を有しない者

イ 成年被後見人又は被保護人(民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者を含む。)

ウ 禁制以上の刑に処せられ、その執行を終るまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

エ 奈良県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

オ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党そ

3 試験職種、試験日時、試験会場及び合格者発表

の他の団体を結成し、又はこれに加入した者

試験	試験種目	試験日時	試験会場	合格者発表
第1次	体力検査	平成19年9月29日(土)、同年10月6日(土)及び同月7日(日)のうち指定する1日	奈良県警察学校	【第1次試験合格者発表】
	口述試験	平成19年9月16日(日)	県立平城高等学校(奈良市登良市茶雀2丁目11番地)又は奈良県警察学校(奈良市今市町58番地)	奈良県庁(奈良市登良市大馬町30番地)及び奈良市大森町57番地の12)に合格者(体力検査・口述試験)対象者を発表する。
第2次	教養試験	平成19年9月16日(日)	県立平城高等学校(奈良市登良市茶雀2丁目11番地)	【対象者発表】
	論文試験	平成19年9月16日(日)	同上	【対象者発表】
第3次	実技判定試験	平成19年9月16日(日)午前8時30分	同上	【対象者発表】
	集合時間	平成19年9月16日(日)午前8時30分	同上	【対象者発表】
第4次	集合時間	平成19年9月16日(日)午前8時30分	同上	【対象者発表】
	試験終了	平成19年9月16日(日)午後5時30分	同上	【対象者発表】

第1次試験合格者について、実施する【最終合格】

<p>については、第1次試験合格者に通知する。)。</p> <p>若発表】平成19年</p>		<p>第2次試験</p> <p>② 口述試験 平成19年11月26日(月)から同月30日(金)までのうち指定する1日(注4)</p>		<p>奈良県警察本部第二庁舎(奈良市柏木町11番地2)</p> <p>日(大) 午前9時(予定)</p>	
<p>注1 柔道又は剣道の経験者で、希望するものに対して実技判定を行い、その結果により体力検査の得点に一定の点数を加算する。</p> <p>実技判定は、教養試験及び論文試験の実施後に1時間程度行い、会場は奈良県警察学校とする。</p> <p>注2 教養試験及び論文試験の会場は、上記のうちいずれか1日を指定して通知するものとし、変更することはできない。</p> <p>注3 第1次試験における体力検査・口述試験①対象者は、教養試験の成績により決定する。</p> <p>注4 第1次試験合格通知書で指定された第2次試験の日時は、変更することはできない。</p> <p>注5 合格(体力検査・口述試験①対象者の決定を含む。) 通知書が合格者発表の日から5日が経過しても到着しない場合は、奈良県警察本部警務課採用係まで問い合わせること。</p> <p>奈良県警察ホームページ(http://www.police.pref.nara.jp/)でも合格者発表後2週間、合格者の受験番号を確認することができる。</p>					
<p>4 試験の方法</p>					
<p>試験の種類(配点)</p> <p>試験(注1)</p>		<p>内容</p> <p>警察官として必要な一般的知識及び知能について、採一式による筆記試験を行う。40題出題で全問解答とする。</p> <p>警察官A 大学卒業程度(2時間)</p> <p>警察官B 高校卒業程度(1時間40分)</p> <p>出題分野 文章理解、社会科学、人文科学、自然科学、人権関連、判断推理、数的推理、資料解釈等</p>		<p>試験(注1)</p> <p>実技判定(注2)</p> <p>希望する者に対し、柔道又は剣道の実技について判定する。</p>	
<p>第1次試験(100点)</p> <p>論文試験(警察官A)</p> <p>作文試験(警察官B)</p>		<p>採点は体力検査・口述試験①対象者についてのみ行い、論文試験を受験しなかった場合は棄権とみなす。(1時間)</p> <p>警察官として必要な思考力、表現力等について、筆記試験を行う。</p> <p>警察官として必要な表現力等について、筆記試験を行う。</p>		<p>第2次試験(600点)</p> <p>口述試験②</p> <p>主として人物及び警察官となるに適するかどうかについての個別面接による試験を行う。</p>	
<p>第2次試験(400点)</p> <p>身体検査(注4)</p> <p>適性検査</p>		<p>職務遂行上必要な身体(体格及び健康状態)、運動機能等を有するかどうかを検査する。</p>		<p>職務遂行上必要な体力を有するかどうかについて検査する。</p> <p>(注3)</p>	
<p>注1 第1次試験については、教養試験、論文試験、体力検査(実技判定の結果に基づき加算を含む。)及び口述試験①の各得点により、第2次試験については、身体検査及び適性検査の結果並びに口述試験②の得点によりそれぞれ合格者を決定する(得点が同点の場合は、第1次試験の結果で判定する)。</p> <p>注2 実技判定 柔道又は剣道の実技が優れている場合には、実技判定の結果に基づき20点を限度として体力検査の得点に加算する。</p> <p>実技判定を希望する者は、柔道又は剣道のいずれかの種目を選択すること。</p> <p>実技判定は、段位の有無にかかわらず受けることができるが、柔道については講道館初段以上の、剣道については全日本剣道連盟初段以上の実力を有する者が加算対象となる。</p> <p>なお、受付後の変更は認めない。</p> <p>注3 体力検査</p>					

体力検査の検査項目は、腕立て伏せ、上体起こし、握力、立ち幅跳び及び20mシャトルランとする。

注4 身体検査

警察官A・B (男性)	警察官A・B (女性)
身長 160cm以上であること。	155cm以上であること。
胸囲 おおむね78cm以上であること。	
体重 おおむね47kg以上であること。	おおむね45kg以上であること。
視力 両眼とも裸眼視力がおおむね0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。	
色覚 職務遂行に支障のないこと。	
健康状態 胸部疾患、伝染性疾患、心臓疾患、運動機能その他について、職務遂行に支障のない身体的状態であること。	
運動機能	

身体検査は、集団検診により実施するが、検査費用は個人負担となる（詳細については、第1次試験合格者に通知する。）。

5 受験手続

(1) 申込方法

次のいずれかの方法により、申込みを行うこと。

なお、持参による受付はしていないので、必ず郵送又はインターネットによること。

ア 郵送による場合

ア 所定の申込書及び受験票に必要事項を記入し、封筒の表に必ず「警察官A受

験」又は「警察官B受験」と朱書した上で、奈良県警察本部警務課採用係にて必ず配達記録郵便で郵送すること。

(イ) 申込み時、受験票のはがきには、郵便番号、住所及び氏名を明記し、必ず50円切手をはる。

なお、受験票には、写真をはらないこと。

(ロ) 試験当日には、受験票に写真（最近3か月以内、撮影した上半身脱帽、正面、縦5cm、横4cmのもの）をはって持参すること。

(ハ) 受験申込先

奈良県警察本部警務課採用係

〒630-8578 奈良市登大路町80番地

イ インターネットによる場合

(ア) 奈良県警察ホームページ内の「警察官採用案内」の「電子申請」のボックスから電子申請・届出システムに接続すること（奈良電子自治体共同運営システムにリンクしている。）。

(イ) 「電子申請入口」をクリックするとログイン画面が開くので、ID及びパスワードを未登録の者は、「利用者情報を登録していない方はこちらから」をクリックし、利用者情報登録画面に進み、ID、パスワード等必要事項を登録すること。

(ロ) 登録したID及びパスワードによりログインの上、受験申込みを行うこと。

(ハ) 受験申込み後、審査完了メールが送信されるので、審査完了メールに従って、受験票を確認の上、プリントアウトし、写真（最近3か月以内、撮影した上半身脱帽、正面、縦5cm、横4cmのもの）をはって試験当日に持参すること。

(2) 申込受付期間等

ア 郵送による場合

(イ) 平成19年8月10日（金）から同月31日（金）まで（平成19年8月31日消印有効）

なお、申込受付期間前に到着した場合は、受け付けできないので注意すること。

(ロ) 平成19年9月7日（金）までに受験票が到着しない場合は、奈良県警察本部警務課採用係まで問い合わせること。

イ インターネットによる場合

(イ) 平成19年8月10日（金）午前0時から同月22日（水）午後5時まで
なお、申込受付期間中にサーバーメンテナンス等により停止している場合には、期間内の他の日に実施するか、郵送により申し込むこと。

(ロ) 審査完了メールが平成19年8月24日（金）までに送信されない場合には、同月27日（月）に奈良県警察本部警務課採用係まで問い合わせること。

6 採用等

(1) 奈良県人事委員会は、最終合格者を試験職種ごとの奈良県警察官採用候補者名簿に成績順に登録し、奈良県警察本部長の請求に応じて採用候補者を成績順に提示する。

(2) 奈良県警察本部長は、提示された採用候補者の中から採用者を決定する。

(3) 奈良県警察官採用候補者名簿は、原則として当該名簿の確定後1年有効とする。ただし、大学を卒業する見込みで受験した者については、平成20年3月末日までに卒業した場合に限る。

7 その他

(1) 試験当日は、次の物を必ず持参すること。

ア 教養試験、論文試験及び実技判定当日（平成19年9月16日（日））

イ 筆記具（HB又はBの鉛筆及び消しゴム）、昼食、上ばき（スリッパ等）及び下ばき入れ（ビニール袋等）

(2) 実技判定を希望する者で、柔道を選択したものは柔道着、剣道を選択したものは剣道着、防具及び竹刀

イ 体力検査及び口述試験①当日（平成19年9月29日（土）、同月30日（日））、同年10月6日（土）及び同月7日（日）のうち指定する1日）

筆記具、昼食、運動のできる服装（ソックス、ショートパンツ等）、体育館シューズ、上ばき（スリッパ等）及び下ばき入れ（ビニール袋等）

(2) 奈良県警察ホームページにより受験申込状況等の情報を提供し、並びに教養試験の例題及び論文試験の課題例を掲載する。

なお、教養試験の例題及び論文試験の課題例は、奈良県警察本部県民サービス課（奈良県分行舎1階）において閲覧することができ。

(3) この試験の受験者は、次の表に掲げるとおり奈良県個人情報保護条例（平成12

年3月奈良県条例第32号)に基づき口頭により試験結果の開示を請求することができる。
 なお、電話等による請求は受け付けないので、開示を請求する場合は、受験者本人が本人であることを証明する書類(運転免許証、旅券等)を持参の上、奈良県警察本部警務課にて請求すること。

試験	開示請求できる人	開示内容	開示の期間	開示の場所及び時間
第1次試験	第1次試験不合格者	第1次試験の総合得点、種日別試験結果及び順位	第1次試験合格者発表の日から起算して1か月間	奈良県警察本部警務課 午前9時から午後5時まで(日曜日、土曜日、祝日、平成19年12月29日から同月31日までの日、平成20年1月2日及び同月3日は受け付けない。)
第2次試験	第2次試験受験者	第1次試験及び第2次試験それぞれの総合得点、種日別試験結果及び順位	最終合格者発表の日から起算して1か月間	

- (4) 各試験種目には、それぞれ合格基準があり、一つでも基準に達しない場合は、不合格となる。したがって、総合得点及び順位が上位であっても不合格となる場合がある。
- (5) 警察官A採用試験については、本年5月に実施した警察官A(第1回)採用試験を受験した場合でも今回の試験を受験することができる。ただし、第1回の試験の最終合格者は受験することができない。
- (6) その他試験に関する問い合わせは、奈良県警察本部警務課採用係(0120-351-204(奈良県警察採用フリーダイヤル))にすること。

【定価】 一か月 三十五円 一部売 一枚につき四十六円(共に送料別)

発行

奈良県

奈良市登大路町三〇
電話 〇七四二一三一一〇(セ)

印刷

株式会社 春日

奈良市三条栄町九一八
電話 〇七四二三五七三三(セ)

本誌は再生紙を使用しています。